ロ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	［略］	［略］	一万二千二百円	一万四千八百円	一万八千七百円	［略］
冬季	［略］	一万二千八百円	一万八千百円	二万千五百円	二万七千百円	［略］

四　［略］

（被災した住宅の応急修理）

第七条　法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十八万四千円以内とすること。

三　［略］

（埋葬）

第十条　法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万千三百円以内、小人十六万八千九百円以内とすること。

四　［略］

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条　法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万五千四百円以内とすること。

三　［略］

ロ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	［同上］	［同上］	一万二千百円	一万四千七百円	一万八千六百円	［同上］
冬季	［同上］	一万二千七百円	一万八千円	二万千四百円	二万七千円	［同上］

四　［同上］

（被災した住宅の応急修理）

第七条　法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十七万四千円以内とすること。

三　［同上］

（埋葬）

第十条　法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万二百円以内、小人十六万八千百円以内とすること。

四　［同上］

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条　法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万五千百円以内とすること。

三　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。